

マル親一部負担金有りの医療証をお持ちの方用

高額医療費払戻し申請について

平成30年8月診療分以降、負担者番号81136で始まる親医療証をお持ちの方で一部負担金限度額を超えて医療費をお支払いになった場合、申請により超えた分の医療費をお返しすることができます。制度概要については裏面をご確認ください。

該当の方は、申請書をご記入のうえ、下記の書類とあわせて郵送で申請してください（窓口では受付できません）。

申請前にご確認ください

- ・払戻し申請書が到着した翌月以降にご指定の口座に振込みます。
- ・診療月から2か月以上後でないとう診療内容の確認を行うことができないため、診療日から2か月以上経ってからご申請ください。（診療日から2か月以上経っていない場合は、診療内容の確認ができた翌月以降に振り込みます）
- ・同一月に都内の医療機関一か所のみで受診した場合は、上限額を超えた部分は請求されないため、申請の必要はありません。ただし、複数の医療機関を受診し、かつ上限額を超えた場合には、全ての領収書を添付してご申請ください。
- ・通常の医療費の払戻し申請を行う場合や1か月ごとの高額医療費の払戻し申請を行う場合、あらかじめ領収書のコピーを取ってください。年間上限額を超えた分の払戻し申請を行う場合、領収書のコピーを添付していただく必要があります。

ご用意いただくもの

- 1 申請書 【1か月ごとに1部必要】
- 2 内訳書 【1か月ごと・受給対象者ごとに1部必要】
- 3 領収書の原本【医療助成費支給申請のために原本を当係に送付している場合はコピー可】
- 4 振込口座情報のわかるもののコピー

自己負担した医療費が年間上限額を超えた場合

申請する1年間の領収書原本（既に申請のために原本を当係に送付している場合はコピー可）、申請書を1部、内訳書を1か月ごとに1部（計12枚）ご用意ください。

制度概要

1. 一部負担金限度額について

2018年7月末日まで

一部負担割合	一部負担金限度額	
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
一割	12,000 円/月	44,400 円/月

2018年8月から2019年7月末日まで

一部負担割合	一部負担金限度額	
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
一割	14,000 円/月 (年間上限 144,000 円)	57,600 円/月 (多数回該当 44,400 円)

2019年8月から

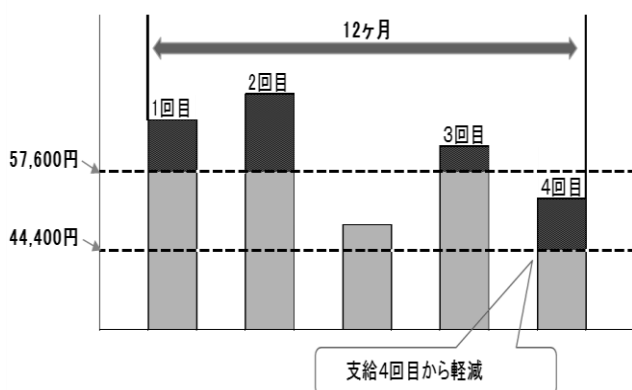
一部負担割合	一部負担金限度額	
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
一割	18,000 円/月 (年間上限 144,000 円)	57,600 円/月 (多数回該当 44,400 円)

2. 年間上限について ※2018年8月から実施

外来個人については、年間上限額 144,000 円が設定されています。8月から翌年7月末日の期間で、外来の自己負担額の合算を行い、自己負担額(月の高額医療費が支給されている場合は、高額医療費を差し引いた額)が、144,000 円を超える場合には、超えた額が年間の高額医療費として支給されます。

3. 多数回該当について ※2018年8月から実施

入院+外来(世帯ごと)の一部負担額については、ひと月の高額医療費の支給対象となった回数対象となる療養を受けた月以前の12か月間に3回以上ある場合、4回目以降は上限額が軽減され、44,400 円を超えた額が月の高額医療費として支給されます。



送付先・問合せ先

板橋区 子育て支援課 子どもの手当医療係
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
電話 03-3579-2374